

PRESS RELEASE

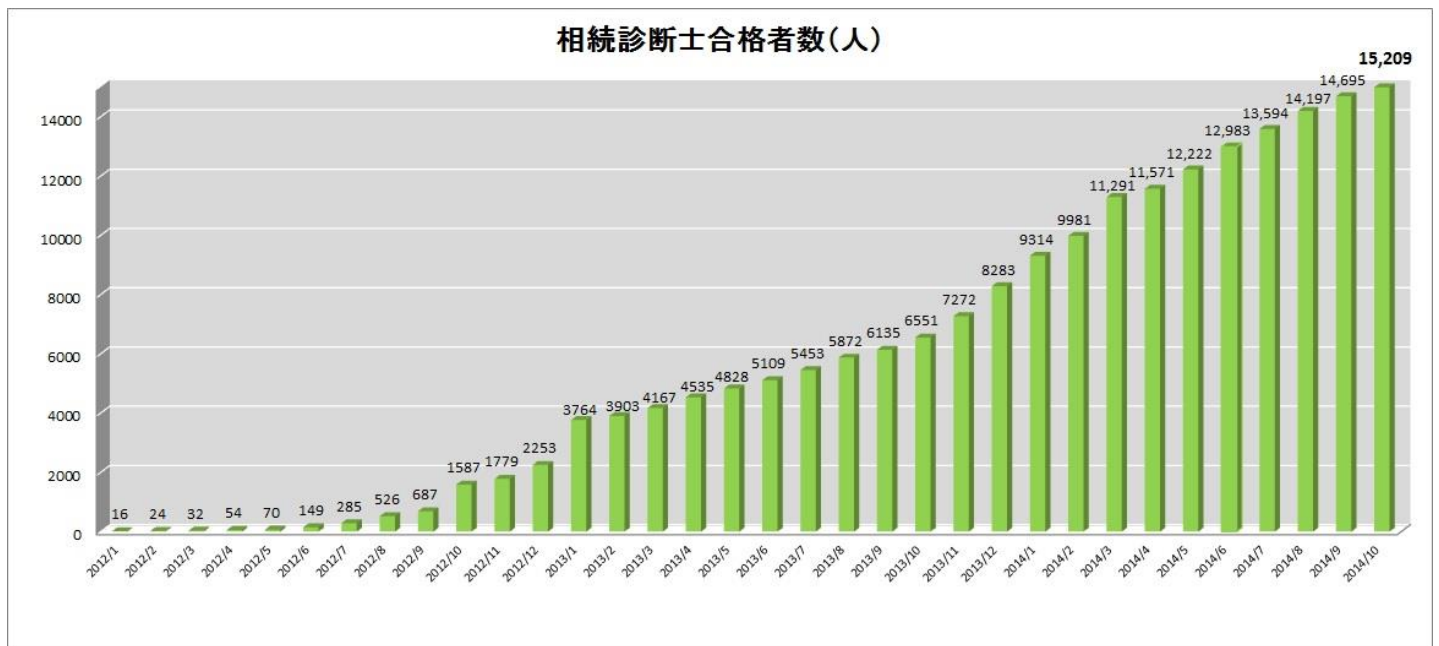


生前に家族で相続について話し合う社会創りを担う

「相続診断士」の資格者が1万5千人を突破しました！

一般の方からは「誰に相談したらいいか分からなかった」という声が多数

一般社団法人 相続診断協会(所在地：東京都中央区、代表理事：小川 実)は、「相続診断士(R)」の資格試験を2011年12月から開始し、生命保険業界や不動産業界を中心に相続診断士の取得者が増加し、資格者が15,000人を超えました。



相続診断士 合格者数 (2012年1月～2014年10月)

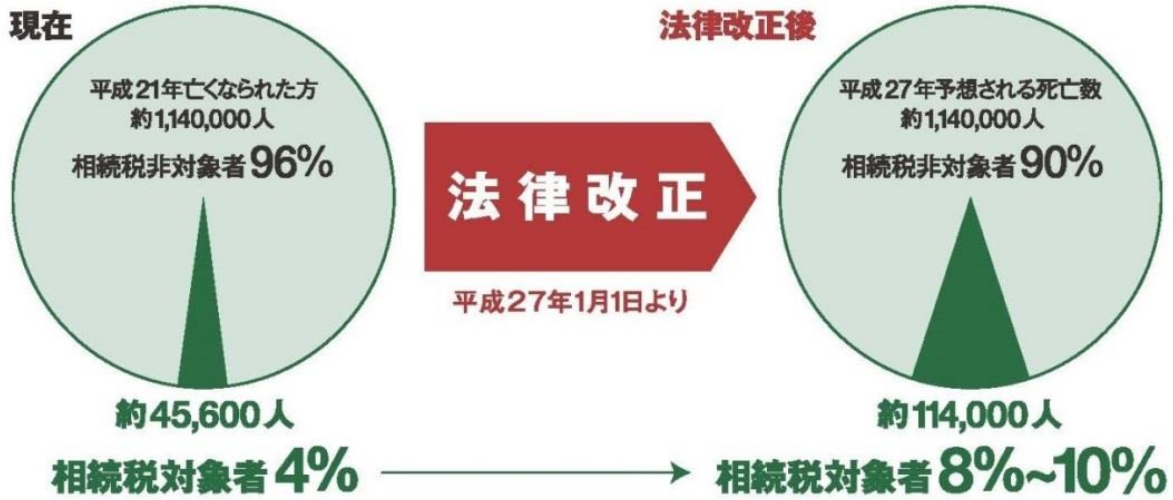
資格者増加については、迫る2015年1月1日施行の相続税の税制改正により、相続財産が課税対象になる方の増加、更に対象になるかどうか不安を感じる方も増え、相続に関する不安が高まっている時代背景を捉え、主に生命保険業や不動産業に従事している方の先見した行動だと見られます。

2015年1月1日の改正により、遺産に係る基礎控除が引き下げられます。

【現行】5,000万円+ (1,000万円×法定相続人の数)

【改正後】3,000万円+ (600万円×法定相続人の数)

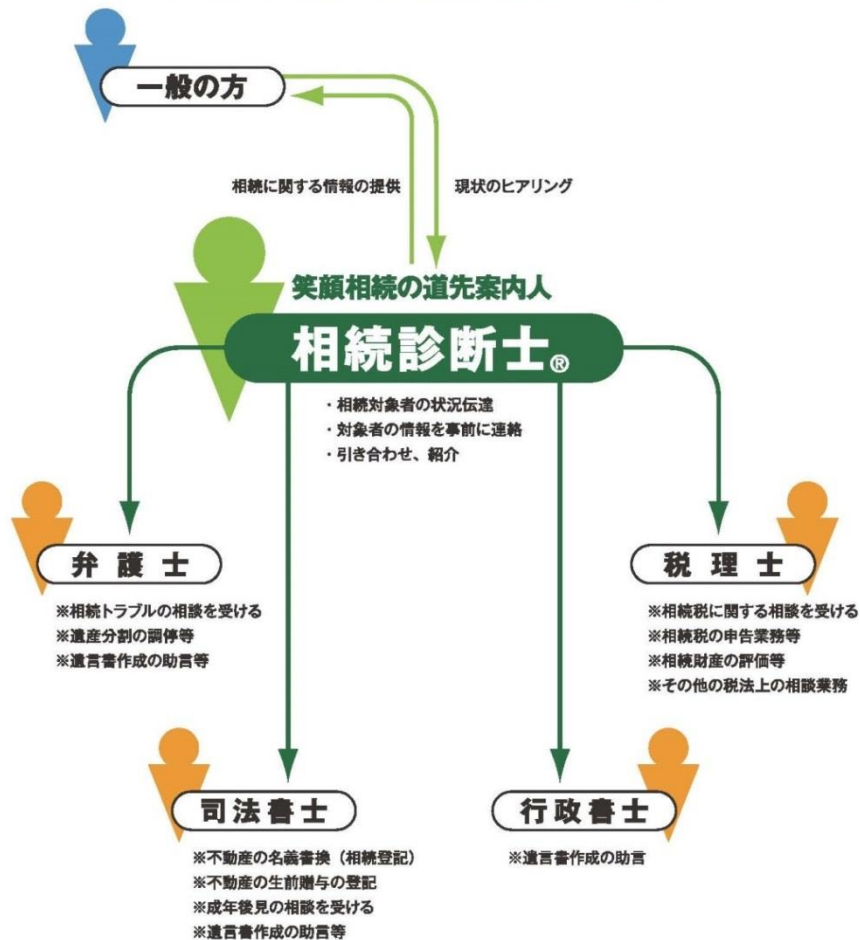
相続市場の実情と今後の環境の変化



相続税制改正に伴い、相続税対象者が2倍以上になると予想されます。(相続診断協会調べ)

相続税対策や子供の為に今から何が出来るのかと潜在的に不安を抱えている一般の方は多く、相続診断士は「誰に相談すればいいか分からなかった」というニーズにマッチしました。相続について全く知識のない一般の方から現状のヒアリングを行い、内容に応じて専門家である税理士、弁護士、司法書士等の有資格者を紹介する事やエンディングノートを書く事を薦めるにより、生前対策や家族で話し合うきっかけを作りだし、笑顔相続に導きます。

増え続ける相続診断士のニーズ



【「相続診断士」とは】

相続は、民法や相続税法などの正しい知識がないため、生前の準備を怠り、その結果、亡くなった後、身内が揉めたり、多額の相続税で苦勞をすること多くがあります。

「相続診断士」は、特に相続に重要な「民法・相続税法」など法律の正しい理解と、「正しい遺言書の書き方」「エンディングノートの普及と書き方の指導」等々の周辺知識など多岐にわたる知識を習得、研鑽を続け相続に関する多岐にわたる問題を理解し、一般の方への啓蒙活動を行います。

問題の解決方法として、税理士以外で相続の有る一定以上の知識者が一次対応を行っていく事で問題解決していくと協会は考えています。そして、将来相続で困りそうな方と相続に詳しい「専門家」をつなぐ『笑顔相続の道先案内人』として社会的な役割を担います。

【試験の実施方法】

CBT 方式による個別受験または団体受験

CBT 方式とは？

Computer Based Testing の略称でコンピュータ試験による全国会場型随時試験です。全国 130 ケ所以上の会場で、お好きな場所、お好きな時間に随時試験を受けることができます。

試験会場	全国 130 ケ所以上を予定（順次増設予定）
申込方法	受験者の方がインターネット経由にて直接申し込み
受験料の支払い	クレジットカード・コンビニ払い／Pay-easy（ペイジー）
当日の持ち物	写真付き身分証明書 もしくは本人確認書類
試験時間	60 分
試験形式・問題数	コンピュータによる〇×、三肢択一、穴埋め方式、合計 60 問
合格基準	70 点
受験料	37,800 円（税込） 基本テキスト・テキスト 3 時間講義 DVD・受験料・資格認定料 含む
年会費	なし
更新料	16,200 円（2 年・税込）

団体受験は受験希望者様 10 名以上で団体受験可能となります。

受験希望者は本部事務局（03-6661-9593）までお問合せ下さい。

【会社概要】

名称 : 一般社団法人 相続診断協会（<http://www.souzokushindan.com>）

代表者 : 代表理事 小川 実

所在地 : 〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 2-13-9-7 階

設立 : 2011 年 12 月

事業内容 : 相続診断士検定試験の実施及び資格の付与、相続診断士を育成するための研究会の企画及び実施、相続に関する税務、法務その他の各種セミナーの企画及び実施、弁護士、司法書士、税理士、行政書士その他相続手続に関与する専門家の紹介 等

<本件に関するお問合せ先>

一般社団法人 相続診断協会 広報担当 : 山本、斎藤

TEL.03-6661-9593 FAX.03-6661-1196 MAIL.info@souzokushindan.com